

盛岡市・玉山村

合併協議会だより

第3号 平成17年2月15日発行

発行 盛岡市・玉山村合併協議会 編集 盛岡市・玉山村合併協議会事務局

〒020 8530 盛岡市内丸12番2号(盛岡市役所内) ホームページ：<http://www2.city.morioka.iwate.jp/gappei2/>
電話019 651 4111(内線2816、2819、2805、2806) メールアドレス：kouikisuisin@city.morioka.iwate.jp



盛岡市と玉山村をつなぐ小野松橋 (平成14年12月に開通)



小野松橋、観音橋周辺の略図

平成十四年十二月には、観音橋に続き小野松橋が完成、これにより平成六年度から進められていた玉山村道黒石野門前寺線の拡幅改良工事が完了し、玉山村の中心部と盛岡市を直接つなぐルートである「玉山村道黒石野門前寺線・盛岡市道本町通二丁目小鳥沢三号線」が開通しました。この路線の開通によって、交通量も大幅に増え、両市村の境界を越えた交流がこれまで以上に進展していきます。

盛岡市北部に位置する緑が丘から松園にかけての地域は、昭和三十年二月に当時の玉山村大字上田の一部(人口四百二十二名、面積七・八八平方キロ)が境界変更され、玉山村から盛岡市へ一部編入となった地域です。その後、住宅地としての開発が進み、約二万人が暮らす松園団地をはじめ、県内でも有数の住宅地となっています。

盛岡市と玉山村の縁
「緑が丘」松園

新市将来像のキャッチフレーズを承認

「活力に満ち、詩情あふれる新県都」

第三回盛岡市・玉山村合併協議会（会長 谷藤裕明盛岡市長）を十二月二十一日、第四回協議会を一月六日、第五回協議会を一月二十日にそれぞれ開催しました。この中で、新市建設計画（案）について説明があり、新市の将来像のキャッチフレーズが承認されました。また、合併協定項目六十項目のうち四十一項目について協議しました（下表）。今回は、これら三回の協議会で話し合われた内容についてお知らせします。

中核市への移行を目指す

新市建設計画（案）が第三回、第四回の協議会で事務局から説明され、新市のまちづくりの基本理念を「交流」「安心」「共生」「創造」とすること、そして、新市の将来像のキャッチフレーズを「活力に満ち、詩情あふれる新県都」とすること等が承認されました。また、計画（案）の中に中核市への移行を盛り込むこととされました。第五回協議会では、これまでの協議会で委員から出された意見等により修正を加えた計画（案）が説明され、県との事前協議に着手すること、パブリックコメントを実施することが承認されました。



四十一項目の合併協定項目を協議

三回の協議会で承認された合併協定項目の中から主なものを紹介します。

新市の名称

合併後の新市の名称は、盛岡市とします。

新市の事務所の位置

- 一 新市の事務所の位置は現盛岡市役所とします。
- 二 玉山村の現庁舎は、総合支所の機能を有する施設として活用します。

議員の定数及び任期の取扱い

- 一 玉山村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第二号の規定を適用し、盛岡市の議会の議員の任期である平成十九年五月一日までは、引き続き盛岡市の議会の議員として在任（以下「在任特例期間」という。）します。
- 二 合併後初めてその期日を告示される一般選挙から、地方自治法第九十一条第四項の規定により盛岡市の議会の議員の定数は四十二人とします。

地域自治制度の取扱い

- 三 在任特例期間における玉山村の議会の議員であった者の報酬については、月額二十二万四千円とします。

市町村の合併の特例に関する法律第五条の五第一項の規定に基づき、合併

市町村の合併の特例に関する法律第五条の五第一項の規定に基づき、合併

協議した合併協定項目

NO	協定項目
3	新市の名称
4	新市事務所の位置
6	議員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い
10	地域自治制度の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い
15	使用料、手数料等の取扱い
16	公共的団体等の取扱い
17	補助金、交付金等の取扱い
18	町名、字名の取扱い
19	慣行の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い
21	介護保険事業の取扱い
22	消防団の取扱い
23	行政区の取扱い
24	広報広聴事業
25	納税関係事業
26	消防防災関係事業
27	交通対策事業
28	保健事業
29	衛生事業
30	障害者福祉事業
31	高齢者福祉事業
32	児童福祉事業
33	保育事業
34	健康づくり事業
35	ごみ・し尿処理事業
36	環境対策事業
37	農業関係事業
38	畜産・林業関係事業
39	商工観光関係事業
40	都市整備事業
41	上下水道事業
42	市村立学校設置・学校給食事業
43	学校教育事業
44	文化・芸術振興事業
45	文化・芸術施設
46	社会教育事業
47	情報公開制度

前の玉山村の区域であった区域に地域自治区を設置します。(下図参照)

・ 地域自治区の名称

玉山区

・ 設置期間

合併の日から平成二十八年三月三十一日まで

・ 事務所の位置

玉山村大字洪民字泉田七七―一

(現玉山村役場)

・ 事務所の名称

玉山総合事務所

・ 所管区域

合併前の玉山村の区域

・ 事務所の長

事務所長に代え、十年間は特別職の区長を置く。

・ 地域協議会

玉山区の区域に係る事務に関し、市長等から諮問された重要な事項等を審議し、意見を述べることができる。

委員は十五人以上とする。

町名、字名の取扱い

一 町、字の名称及び区域は、原則現行どおりとします。ただし、玉山村の「大字」の二字を削除して簡素化を図ります。

二 同一の町名、字名については合併前に調整します。

・ 同一の町名、字名

① 盛岡市 永井〇〇地割

玉山村 大字永井字〇〇

② 盛岡市 上田字〇〇

玉山村 大字上田字〇〇

*なお、地域自治区を設置することから住居表示には「玉山区」をつけることとなります。

例 合併前 玉山村大字洪民字

泉田七七―一

合併後 盛岡市玉山区洪民

字泉田七七―一

事務組織及び機構の取扱い

一 新市の組織・機構については、次の事項に基づき整備します。

(一) 住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織・機構とします。

(二) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とします。

(三) 地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とします。

(四) 簡素で効率的な組織・機構とするため、住民生活に直接影響を与えない管理部門及び事務事業の遂行上より効果的に進めることが可能と判断される部門については、合併時

に統合するとともに、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮のうえ段階的に再編、見直しを図ります。

二 玉山総合事務所の組織・機構については、次の事項に基づき整備します。

(一) 住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興策及びコミュニティ施策を推進する組織・機構とします。

(二) 巻堀出張所、玉山出張所及び藪川出張所は、出張所として存続させます。

三 附属機関については、次の事項に基づき整備します。

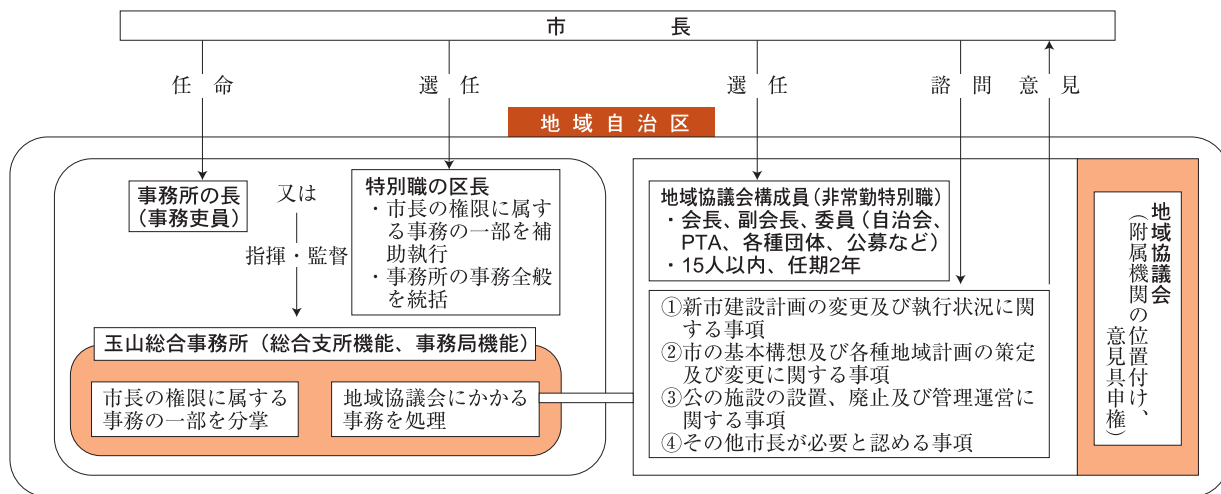
(一) 市村に置かれている附属機関等は、原則として統合します。

なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し、整備します。

(二) 委員構成については、両市村の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとします。



合併特例制度としての地域自治区の組織イメージ



市町村合併 講演会を開催

協議会では一月十三日に、協議会委員でもある、野本祐二岩手県市町村課総括課長を講師に迎え「これからの地方自治を考える」と題して市町村合併講演会を開催しました。

市町村合併が必要とされる背景やその効果、中核市移行へのメリットや地域自治体の制度などについて、丁寧に説明される講演に、約一五〇名の聴衆は熱心に耳を傾けました。



合併協議会

A & Q

Q 「在任特例制度」とはなんですか

A 「在任特例制度」とは、編入合併の場合、原則として編入される自治体の議員は身分を失いますが、合併に伴う特例として、合併後も引き続き新市の議員として在任することを認める制度です。なお、在任特例期間は、編入する自治体の議員の残任期間となります。この特例により次のような効果が期待できます。

①合併に関わった議員が合併後も一定期間在任し、その意見を新市に反映させることにより、新市まちづくりの効果が一層発揮されること。

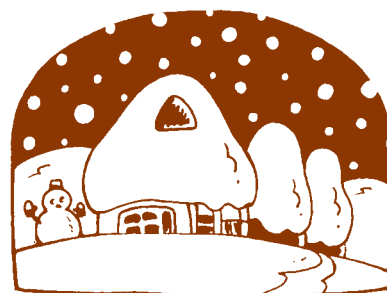
②地域の議員数が急激に減少することで住民の声が施策に反映されなくなるのではとの懸念に配慮する必要があること。



Q 「地域自治区」とはなんですか

A 「地域自治区」とは、合併に伴う行政区域の広がりにより、住民の声が行政に届きにくくなるという懸念に対応し、合併前の地域性や歴史などを生かしつつ、合併後の一体的なまちづくりを円滑に進めるため、市町村合併特例法に基づき、合併時の特例として設置することができるとのことです。

なお、地域自治区には、住民の意見を取りまとめる地域協議会と、住民に身近な事務を住民との連携を図りながら処理する事務所の双方を必ず置くこととなります。



★次回合併協議会のお知らせ★

●第6回合併協議会

日時 2月20日(日) 午後2時～5時
場所 玉山村中央公民館

●第7回合併協議会・調印式

日時 3月12日(土) 午後2時～
場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング

協議会はどなたでも傍聴できます。会議開始時刻の15分前までに会場にお出ください。なお、定員(30名)を超えた場合は抽選となりますのであらかじめご了承ください。

ホームページをご覧ください

盛岡市・玉山村合併協議会では、住民の皆さんに広く情報を提供するためホームページを開設しています。

協議会の資料や会議録などの情報を掲載しておりますのでどうぞご覧ください。



※ 合併協議会だよりは、岩手県の地域活性化事業調整費補助金を活用して作成しています。

re100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。